

佐賀県東部工業用水道規程第1号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成25年6月27日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与の特例に関する規程

- 1 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第7号。以下「規程」という。）の適用を受ける職員の給料月額、規程第2条第1項及び附則第2項第1号並びに佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正（平成18年佐賀県東部工業用水道規程第3号）附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に次の表の左欄に掲げる当該職員に適用される給料表の種類及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び勤務1時間当たりの給与額（佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐賀県条例第6号）第17条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。以下同じ。）の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

給料表の種類	職員	割合
行政職給料表	職務の級が2級以下である職員	100分の4.77
	職務の級が3級、4級又は5級である職員	100分の7.77
	職務の級が6級以上である職員	100分の9.77
現業職給料表	職務の級が3級以下である職員	100分の4.77
	職務の級が4級以上である職員	100分の7.77

- 2 特例期間においては、規程第8条の2の適用を受ける職員の給料月額は、同条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額については、この限りではない。

- (1) 規程第8条の2第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が1号給から4号給までであるもの 100分の7.77
(2) 規程第8条の2第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が5号給以上であるもの及び同条第3項の規定による給料月額を受ける職員 100分の9.77

- 3 特例期間においては、規程第9条第1項の規定による管理職手当が支給される職員の管理職手当の額は、同項及び附則第2項第2号の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から、当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額については、この限りでない。

い。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。